

# NEWS LETTER

2010年1月12日(火)

〒161-0031 東京都新宿区西落合 3-2-26 コートグランディア永夢 101  
山田恵美子税理士事務所 TEL 03-3953-5587 FAX 03-3953-5594  
Email yamada@tax-tax.jp

## 平成 22 年度税制改正速報

### 個人所得課税編

新年明けましておめでとうございます。  
一年の計は元旦にあり、と言われますが  
みなさんはどんな年にしようと思ってい  
ますか？

今年は月 2 回のペースで News Letter  
を始めようと思っています。

こども手当については二転三転しまし  
たが、支給が少子化のはたして歯止めとな  
るでしょうか？

#### (1) 扶養控除等について

- ①扶養控除（年少（～15 歳））は、所得  
税・住民税ともに廃止
- ②特定扶養控除（16 歳～22 歳）は、16  
歳から 18 歳までの特定扶養親族に対  
する控除の上乗せ部分（所得税：25 万  
円、個人住民税：12 万円）を廃止
- ③扶養親族（成年 23 歳～69 歳）は、そ  
のまま存続
- ④同居特別障害者加算の特例の改組

これは、年少扶養親族に係る扶養控  
除の廃止に伴い、従前の同居特別障害  
者加算 35 万円が適用できなくなるた  
め、その代替措置として「特別障害者  
控除の額」に 35 万円を加算することに

改組しました。

この改正は、所得税については平成 23  
年分から、個人住民税については平 24  
年分から適用です。

#### (2) 少額の上場株式等投資のための配当 所得及び譲渡所得の非課税措置

個人の株式市場への参加を促進する観点  
から設けられたもので、具体的な内容は次  
の通りです。

- ①非課税対象：上場株式等の配当・譲渡益
- ②非課税投資額：毎年、新規投資額 100 万  
円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）
- ③非課税投資総額：300 万円（100 万円×3  
年間、④保有期間：最長 10 年間、⑤中途売  
却：自由（但し、売却部分の枠は再利用不  
可）⑥口座開設数：年間 1 人 1 口座、⑦年  
齢制限：20 歳以上、⑧開設者：居住者等  
です。適用は平成 24 年 1 月 1 日からです。

#### (3) その他改正事項

①平成 13 年 9 月 30 日以前に取得した上  
場株式等の取得費の特例については、適用  
期限（平成 22 年 12 月 31 日）の到来をも  
って廃止、②上場株式等の自己株式の公開買  
付けの場合のみなし配当課税については、  
平成 22 年 12 月 31 日をもって廃止、③特定  
の居住用財産の買換え等の特例について、  
譲渡対価が 2 億円以下であることの要件が  
追加されました（平成 22 年 1 月 1 日以降の譲  
渡から適用）。